２　この法律において「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給」とは、特定高度情報通信技術活用システムの開発又は提供及び維持管理（当該特定高度情報通信技術活用システムの一部を構成する設備、機器又は装置及びこれらに係るプログラムの集合体として主務省令で定めるものの開発又は提供及び維持管理を含む。）をいう。

３　この法律において「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等」とは、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び特定高度情報通信技術活用システムの導入をいう。

（基本理念）

第三条　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等は、特定高度情報通信技術活用システムが我が国における国民生活及び経済活動の基盤となることに鑑み、サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることを基本とし、我が国における特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関係する産業の国際競争力の強化並びに特定高度情報通信技術活用システムの活用による新たな事業の創出及び事業の革新の促進に資することを旨とし、国及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うものとする。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念にのっとり、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　国は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行う事業者に対して集中的かつ効果的に支援を行うよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第五条　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行う事業者は、第三条の基本理念にのっとり、国が実施する特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

第六条　主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

２　指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する次に掲げる事項

イ　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の内容に関する事項

ロ　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進のための方策に関する事項

ハ　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に当たって配慮すべき事項

三　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（第四章第一節及び第三十五条において「公庫」という。）及び第十三条第四項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

３　主務大臣は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、指針を変更するものとする。

４　主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。次条第四項及び第九条第四項において同じ。）に協議するものとする。

５　主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定

（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給計画の認定）

第七条　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関する計画（以下「特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

２　特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標

二　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の内容及び実施時期

三　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施体制

四　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行うために必要な資金の額及びその調達方法

五　前各号に掲げるもののほか、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関し必要な事項

３　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

一　当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画が指針に照らし適切なものであること。

二　当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画に係る特定高度情報通信技術活用システムの開発供給が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

４　主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる。

５　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の概要を公表するものとする。

（特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の変更等）

第八条　前条第一項の認定を受けた事業者（以下「認定開発供給事業者」という。）は、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

２　主務大臣は、認定開発供給事業者がその認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定開発供給計画」という。）に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

３　主務大臣は、認定開発供給計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定開発供給事業者に対して、当該認定開発供給計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

４　主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

５　前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

（特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定）

第九条　特定高度情報通信技術活用システムの導入（認定開発供給計画に係る特定高度情報通信技術活用システムが含まれているものに限る。以下この章及び次章において同じ。）を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの導入に関する計画（以下「特定高度情報通信技術活用システム導入計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

２　特定高度情報通信技術活用システム導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標

二　特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容及び実施時期

三　特定高度情報通信技術活用システムの導入を行うために必要な資金の額及びその調達方法

四　前三号に掲げるもののほか、特定高度情報通信技術活用システムの導入に関し必要な事項